

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
26	横手市 子育て支援関連事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

横手市は、子育て支援関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

秋田県横手市長

公表日

令和5年6月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子育て支援関連事務
②事務の概要	<p>【事務概要】 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づき、特定教育、保育施設等の利用等に関して、必要な範囲で個人情報を収集し、保護者の負担能力に応じ、利用者負担額の決定並びに徴収を行う。</p> <p>【個人番号の利用】 上記法令及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none">① 就学前児童に係る入所申込等(申込、届出、申込)の受理② 申込等に係る書類審査及び入所選考③ 入所決定及び保育料決定④ 保育所入所承諾書、保育料決定通知書の送付⑤ 口座振替等による保育料の徴収、滞納管理⑥ 保留、待機児童の管理
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none">1. 子育て支援システム2. 収納消込/滞納管理システム3. 団体内統合宛名システム4. 中間サーバー5. 電子申請システム
2. 特定個人情報ファイル名	
<ol style="list-style-type: none">1. 子育て支援ファイル2. 子育て支援収滞納ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none">1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一 第8項、第94項2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第8条、第68条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>【情報提供の根拠】 なし (子育て支援に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)</p> <p>【情報照会の根拠】 : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(第116項) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(第13項)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民福祉部 子育て支援課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	郵便番号013-8601 横手市役所 総務企画部 総務課 文書法規係 住所: 秋田県横手市中央町8番2号 電話: 0182-35-2161 ファクス: 0182-33-6061 E-mail: somu@city.yokote.lg.jp
-----	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	郵便番号013-8601 横手市役所 市民福祉部 子育て支援課 幼保係 住所: 秋田県横手市中央町8番2号 電話: 0182-35-2133 ファクス: 0182-32-9709 E-mail: kosodate@city.yokote.lg.jp
-----	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年8月18日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	【事務概要】 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づき、保育所の入所等に関して、必要な範囲で個人情報収集し、保護者の負担能力に応じ、保育実施の費用の徴収を行う。 【個人番号の利用】 上記法令及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ① 就学前児童に係る入所申込等(申込、届出、申込)の受理 ② 申込等に係る書類審査及び入所選考 ③ 入所決定及び保育料決定 ④ 保育所入所承諾書、保育料決定通知書の送付 ⑤ 口座振替等による保育料の徴収、滞納管理 ⑥ 保留、待機児童の管理	【事務概要】 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づき、特定教育、保育施設等の利用等に関して、必要な範囲で個人情報収集し、保護者の負担能力に応じ、利用者負担額の決定並びに徴収を行う。 【個人番号の利用】 上記法令及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ① 就学前児童に係る入所申込等(申込、届出、申込)の受理 ② 申込等に係る書類審査及び入所選考 ③ 入所決定及び保育料決定 ④ 保育所入所承諾書、保育料決定通知書の送付 ⑤ 口座振替等による保育料の徴収、滞納管理 ⑥ 保留、待機児童の管理	事後	事務概要内容の修正
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	子育て支援課長 小松 忠昭	子育て支援課長 織田 秀介	事後	平成30年4月1日付人事異動
平成30年3月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 子育て支援システム 2. 収納消込/滞納管理システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー	1. 子育て支援システム 2. 収納消込/滞納管理システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー 5. 電子申請システム	事前	電子申請システム導入に伴う、システムの名称の追加
平成30年6月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一 第8項、第94項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・規定なし(平成27年7月1日現在)	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一 第8項、第94項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第8条、第68条	事後	評価書の見直しによる、記載内容の修正
平成30年6月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	子育て支援課長 織田 秀介	課長	事後	特定個人情報保護評価指針(平成30年5月21日公布)の様式改正に伴う記載内容の変更
平成30年6月1日	II-1. 対象人数及びII-2. 取扱者数 いくつかの時点の計数か	平成27年7月31日時点	平成30年6月1日時点	事後	評価書の見直しによる、記載内容の修正
令和1年6月26日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	健康福祉部 子育て支援課	市民福祉部 子育て支援課	事後	平成31年4月1日付組織再編
令和1年6月26日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	郵便番号013-8601 横手市役所 総務部 総務課 文書法規係 住所: 秋田県横手市中央町8番2号 電話: 0182-35-2161 ファクス: 0182-33-6061 E-mail: somu@city.yokote.lg.jp	郵便番号013-8601 横手市役所 総務企画部 総務課 文書法規係 住所: 秋田県横手市中央町8番2号 電話: 0182-35-2161 ファクス: 0182-33-6061 E-mail: somu@city.yokote.lg.jp	事後	平成31年4月1日付組織再編
令和1年6月26日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	郵便番号013-8601 横手市役所 健康福祉部 子育て支援課 幼保係 住所: 秋田県横手市中央町8番2号 電話: 0182-35-2133 ファクス: 0182-32-9709 E-mail: kosodate@city.yokote.lg.jp	郵便番号013-8601 横手市役所 市民福祉部 子育て支援課 幼保係 住所: 秋田県横手市中央町8番2号 電話: 0182-35-2133 ファクス: 0182-32-9709 E-mail: kosodate@city.yokote.lg.jp	事後	平成31年4月1日付組織再編
令和1年6月26日	II-1. 対象人数及びII-2. 取扱者数 いくつかの時点の計数か	平成30年6月1日時点	令和1年6月12日時点	事後	評価書の見直しによる、記載内容の修正
令和1年6月26日	IV リスク対策	-	新規追加	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正に伴い、新規追加
令和2年6月17日	II-1. 対象人数及びII-2. 取扱者数 いくつかの時点の計数か	令和1年6月12日時点	令和2年5月29日時点	事前	評価実施後5年を経過する前の再評価を実施
令和3年6月17日	II-1. 対象人数及びII-2. 取扱者数 いくつかの時点の計数か	令和2年5月29日時点	令和3年6月1日時点	事前	評価実施後5年を経過する前の再評価を実施
令和3年6月10日	I-4-②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事前	令和3年9月1日施行の番号法改正に伴う変更
令和4年6月14日	II-1. 対象人数及びII-2. 取扱者数 いくつかの時点の計数か	令和3年6月1日時点	令和4年6月6日時点	事前	評価実施後5年を経過する前の再評価を実施
令和5年6月19日	II-1. 対象人数及びII-2. 取扱者数 いくつかの時点の計数か	令和4年6月6日時点	令和5年6月1日時点	事前	評価実施後5年を経過する前の再評価を実施